

つくば市 ひとり親家庭養育費確保助成金

子どもの健やかな成長の ための支援

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のために、
養育費の取決めにかかる経費の一部を助成します



対象者

市内に居住しているひとり親の方で申請日において次の要件を満たす方

- ・ 養育費の取決めとなる児童を現に扶養していること
- ・ 養育費の取決めに係る経費を負担したこと（※支出の日から1年以内）
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有していること など

対象経費



1 公正証書等作成に係る費用（上限17,000円）

- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ・ 家庭裁判所の調停申し立てや裁判に要する収入印紙代
- ・ 戸籍謄本など添付資料取得費用

2 養育費保証契約に要する費用（上限50,000円）

- ・ 保証会社との契約を締結する際に負担する初回保証料

3 ADRの利用に要する費用（上限50,000円）

- ・ ADRの利用に係る申込料及び依頼料に相当する費用
並びに調停に係る費用

申請方法

申請書類に必要事項を記入し添付書類を添えて、こども政策課へ
申請してください。

※添付書類などの詳細は市ホームページをご覧ください。



【問合わせ先】

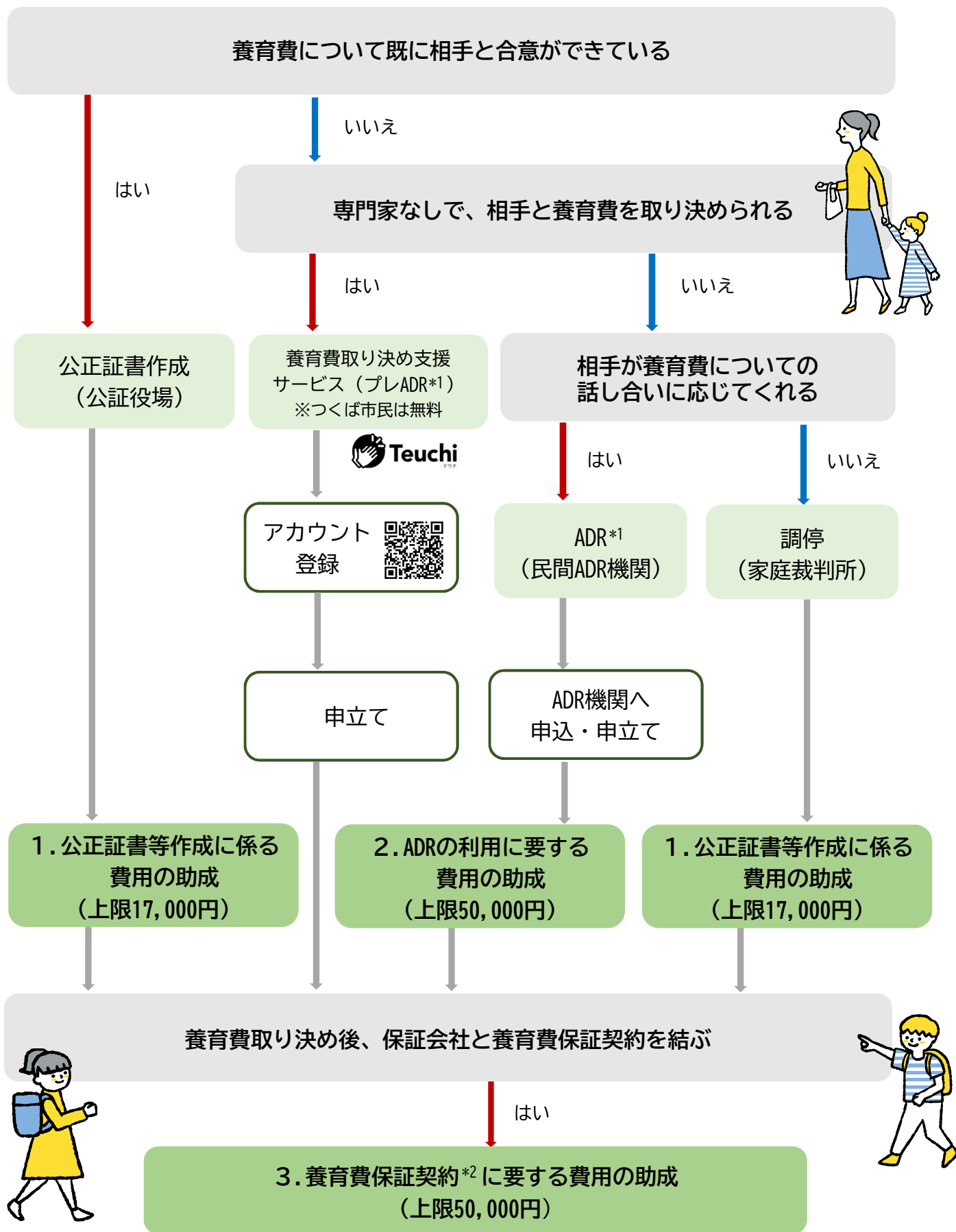
つくば市こども部こども政策課 こども福祉係
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL: 029-883-1111（代表）内線1550
Email: wef040@city.tsukuba.lg.jp

市の
ホームページ
はこちら



つくば市 養育費の取り決めに係るフローチャート

養育費の取り決めのためにどのような手続きが必要で、どのような助成が受けられるか確認してみましょう。



^{*1} ADR (裁判外紛争解決手続き) は、中立公正な第三者 (調停人) の支援のもとで、相手と話し合いながら合意を目指す民間の手続きです。家庭裁判所や弁護士を利用するほど手間はかからず、簡易迅速に養育費を取り決めることができます。

^{*2} 養育費保証契約は、養育費の支払義務を負う相手方が養育費の支払いを怠った場合に、保証会社が支払人に代わって養育費を立て替え払いしてくれる契約のことです。

オンライン完結型のADR機関…Teuchi
つくば市民はTeuchiのプレADRシステムを
無料で利用できます。

※一部サービスは有料となります。

